

令和4年度 第1回

# 府中市都市計画審議会議事録

令和4年4月25日開催

府中市都市計画審議会  
議事日程

令和4年4月25日(月) 午後2時  
府中駅北第2庁舎会議室

日程第1 第1号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更について

日程第2 第2号議案 特定生産緑地の指定について

日程第3 第3号議案 府中市景観計画の変更について

日程第4 報告 (1) 府中都市計画道路の進ちよく状況について  
(2) 府中都市計画公園・緑地の進ちよく状況について

日程第5 そ の 他

午後 2 時開会

【計画課長】 それでは、定刻でございますので、ただ今から府中市都市計画審議会を開会していただきたいと思います。と存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部長の松村よりごあいさつ申し上げます。

【都市整備部長】 委員の皆さま、こんにちは。

都市整備部長の松村でございます。本日はお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の案件は、審議事項が 3 件、報告事項が 2 件でございます。どうぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

【計画課長】 本日、机上に配布した資料は第 1 号議案で使用する資料で、事前に送付した資料と同じものでございます。計画図と見比べていただけるように別でご用意させていただきましたので、ご活用いただければと存じます。

それでは、議長、よろしくお願いたします。

【議長】 皆さま、こんにちは。年度初めということで、大変忙しいと思いますが、その中時間を割いていただきまして、都市計画審議会にご出席賜りまして大変ありがとうございます。

では、これから始めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたしと存じます。

まず、本日の委員の皆さま方の出欠の状況でございますが、本日、〇〇委員、〇〇委員から欠席というご連絡を頂いております。また、〇〇委員が都合により、途中退席という事もお承知おきいただきたいと思います。と存じます。

また、〇〇委員が遅れて来られるということです。

本日の会議開催の可否でございますが、定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

次に、会議の議事録の署名人について決めていきたいと存じます。

府中市都市計画審議会 運営規則第13条第2項に、「議事録には、議長及び議長が指名する委員が署名するものとする。」と規定されておりますので、私の方で指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということで、私から指名させていただきたいと存じます。

それでは、本日の議事録の署名につきましては、議席番号9番、〇〇委員、お願いいたします。もう1名でございますが、議席番号10番の〇〇委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の審議会の開催にあたりまして、傍聴を希望する方がおりますでしょうか。

いないということで、これより始めていきたいと思えます。

では、議事日程に従いまして、第1号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更について」を議題といたしたいと存じます。議案の説明をお願いします。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【公園緑地課長補佐】 恐れ入りますが、第1号議案の説明に入る前に、補足説明をさせていただきます。

本日、皆様の机の上にA4版、ホチキス止めの「区域の訂正(比較図)」をご用意させていただきました。

この資料は、本日、ご持参していただきました資料の内、インデックスに第1号議案総括図と記載しております封筒の次に綴ってあるものと同じ資料になります。

これからの説明におきまして、議案書の資料と照らし合わせてご説明さ

せていただくこととなりますので、何卒、ご理解をお願いいたします。

それでは、ただいま議題となりました、第1号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、ご説明いたします。

本件は、特定生産緑地の指定手続きのため、ここ1年ほど書類審査や現況確認を進める中で、今までの計画図と整合が図られていない生産緑地地区が複数確認できましたので、ここで修正させていただくものです。

なお、本件は、府中市が決定する都市計画でございます。

それでは、資料の1ページをお開きください。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は、約94.41ヘクタールでございます。

第2の「区域の変更のみを行う位置及び区域」でございますが、この表は2ページにまたがりまして、生産緑地地区を管理するために使用する計画図のうち、地区の形状が現地とズレが生じているもの、37か所について修正を行うものでございます。

2ページの下段の理由ですが、既に都市計画決定している生産緑地地区において、指定区域に誤りがあったため、生産緑地地区の区域の一部を変更するものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

こちらは、2ページにまたがりまして、新旧対照表となっております。

この中で37件の区域の訂正としておりますが、3ページの上から6行目、地区番号91につきましては、登録面積と登記簿を一致させるため精査による面積の変更も行います。

区域の訂正ですが、具体的には、計画図の形状に疑義があるものについて、航空写真や公図、住宅地図など複数の資料を比較し、より正確な形状に修正しております。

この結果、田畑の形状で、出っ張り、引っ込み、大きすぎる、小さすぎ

るなどの差異が生じている、37箇所の地区の見直しを行うものでございまして、計画図に記載する該当地区を修正させていただく作業ですので、登録面積や固定資産税に影響が生じることはございません。

4ページにお進みください。

下段の「変更概要」でございしますが、変更事項の欄、

1の「位置の変更」につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

2の「区域の変更」につきましては、この後、計画図でご説明いたします。

3の「面積の変更」につきましては、全体の生産緑地地区の件数は442件のままで増減はございません。面積は、約94.40ヘクタールから約94.41ヘクタールとなり、

約0.01ヘクタールの増となります。

それでは修正点をご案内させていただきます。

4ページ右のA3版の図面をご覧ください。

この図面は、2500分の1の計画図で、都市計画法第14条の規定に基づく都市計画の図書の一部でございまして、東京都におきましては「都市計画生産緑地地区の都市計画決定に係る図書作成要領」にも規定されているものでございます。

図面下の凡例をご覧ください。

この計画図におきましては、オレンジ色で着色されたものが「今回区域の変更を行う区域」です。

ここでは、計画図と合わせて、冒頭にご説明させていただきました、A4版、ホチキス止めの区域の訂正（比較図）の参考資料をご覧ください。

なお、区域の訂正の参考資料では、表左側から「通し番号」、「地区番号」、「変更前」、「変更後」、「図面番号」を記載しており、変更後の列で

は、修正した箇所を黒丸で表示しております。

これからの説明におきましては、このA4版の資料を「参考資料」と言わせていただきます。

始めに、A3版、計画図の右上、図面番号14分の1をご覧ください。

図面、中央下側の地区番号1、A4版参考資料は、1ページ上段をご覧ください。

修正前は生産緑地地区を四角い範囲で全て色塗りしていましたが、生産緑地の指定を受けていない部分を、白抜きとして修正いたしました。

次に、図面、右側の地区番号2、参考資料は、1ページ下段をご覧ください。

当地区の北側の凹凸について、修正いたしました。

次に、図面、左上の地区番号5、参考資料は、2・3ページをお開きいただき、2ページ上段で、地区の東側の凹凸について、修正いたしました。

続きまして、計画図の右上、図面番号14分の2をお願いいたします。

図面、右下の地区番号42、参考資料は、2ページ下段で、西側の凹凸部分を修正いたしました。

次に、図面、左上側、地区番号184、参考資料は、8・9ページをお開きいただき、9ページ下段で、地区の中央が抜けるような形に修正いたしました。

続きまして、計画図の右上、図面番号14分の3をお願いいたします。

図面、中央左側の地区番号88、参考資料は、2・3ページにお戻りいただきまして、3ページ上段、地区の東側の凹凸部分を修正いたしま

した。

次に、図面、中央やや左側、地区番号 9 1、参考資料は、3 ページ下段で、地区の西側の凹凸の形状と、南東側の形状について修正いたしました。

次に、図面、中央左側、地区番号 9 2、参考資料は、4・5 ページをお開きいただき、4 ページ上段で、地区の中央部分を修正いたしました。

次に、図面、中央右やや下側、地区番号 9 6、参考資料は、4 ページ下段、地区の北側が北に広がり南側が北に縮むように修正いたしました。

次に、図面、中央右側、地区番号 9 8、参考資料は、5 ページ上段で、地区の南側が広がるよう修正しました。

次に、図面、中央右側、地区番号 1 0 1、参考資料は、5 ページ下段で、地区の北側が広がるよう修正しました。

次に、図面、右側、地区番号 1 0 6、参考資料は、6・7 ページをお開きいただき、6 ページ上段で、地区の西側が縮むよう修正しました。

続きまして、計画図の右上、図面番号 1 4 分の 4 をお開きください。

図面、右側、地区番号 1 1 4、参考資料 6 は、ページ下段で、地区の東側が縮むよう修正しました。

次に、図面、左側、地区番号 1 4 9、参考資料は、8・9 ページをお開きいただき、8 ページ上段で、地区の中央部分の南側が伸びるような形に修正しました。

次に、図面、右側、地区番号 1 5 1、参考資料は、8 ページ下段で、地区の北側の凹凸を修正しました。

続きまして、計画図の右上、図面番号 1 4 分の 5 をお開きください。

図面、中央上側、地区番号 1 1 5、参考資料は、6・7 ページにお戻



りいただきまして、7ページ上段で、地区の中央部分の凹凸を修正しました。

次に、図面、中央、地区番号135、参考資料は、7ページ下段で、地区の東側の凹凸を修正しました。

次に、図面、中央下側、地区番号606、参考資料は、18・19ページをお開きいただき、19ページ上段で、地区を南側に張り出すような形で修正しました。

続きまして、図面番号14分の6をお開きください。

図面、右下、地区番号170、参考資料は、8・9ページにお戻りいただきまして、9ページ上段で、地区の北西側を張り出すような形で修正しました。

次に、図面、左上、地区番号242、参考資料は、10・11ページをお開きいただき、10ページ上段、地区を南側に広がる形で修正しました。

続きまして、図面番号14分の7をお開きください。

図面、右側、地区番号263、参考資料は、10ページ下段で、地区の南西側の凹凸について修正しました。

次に、図面、左側、地区番号266、参考資料は、11ページ上段で、地区の西側の広がりや南東側の凹凸について修正しました。

続きまして、図面番号14分の8をお開きください。

図面、中央、地区番号316、参考資料は、11ページ下段で、南側の凹凸について修正しました。

続きまして、図面番号14分の9をお開きください。

図面、中央、地区番号363、参考資料は、12・13ページをお開きいただき、12ページ上段で、北西側および南東側の凹凸について修正しました。

続きまして、図面番号 14 分の 10 をお開きください。

図面、右側、地区番号 379、参考資料は、12 ページ下段で、南側が縮むような形で修正しました。

次に、図面、左側、地区番号 382、参考資料は、13 ページ上段で、北側の凹凸について修正しました。

次に、図面、中央やや上側、地区番号 383、参考資料は、13 ページ下段で、中央南側の凹凸について修正しました。

次に、図面、中央下側、地区番号 388、参考資料は、14・15 ページをお開きいただき、14 ページ上段で、西側および北東側が縮むような形で修正しました。

次に、図面、中央、地区番号 539、参考資料は、16・17 ページをお開きいただき、17 ページ下段で、南東側の指定されていない部分を白抜きとして修正しました。

続きまして、図面番号 14 分の 11 をお開きください。

図面、中央右側、地区番号 401、参考資料は、14・15 ページにお戻りいただき、14 ページ下段で、北東部分を広げるような形で修正しました。

次に、図面、右下、地区番号 417、参考資料は、16・17 ページをお開きいただき、16 ページ上段で、南西側の凹凸について修正しました。

続きまして、図面番号 14 分の 12 をお開きください。

図面、中央やや右側、地区番号 414、参考資料は、14・15 ページにお戻りいただき、15 ページ上段で、南東部分の凹凸について修正しました。

次に、図面、中央、地区番号 415、参考資料は、15 ページ下段で、北東部分の凹凸について修正しました。

次に、図面、中央やや上側、地区番号461、参考資料は、16・17ページをお開きいただき、16ページ下段で、北東部分の凹凸と、中央やや右側の指定地区を埋めるような形で、修正しました。

続きまして、図面番号14分の13をお開きください。

図面、中央、地区番号590、参考資料は、18・19ページをお開きいただき、18ページ下段で、中央の指定されていない部分を白抜きとして修正しました。

続きまして、図面番号14分の14をお開きください。

図面、中央左側、地区番号509、参考資料は、16・17ページにお戻りいただき、17ページ上段で、南西側の凹凸について、修正しました。

次に、図面の中央右側、地区番号542、参考資料は、18・19ページをお開きいただき、18ページ上段で、北側の広がりについて修正しました。

以上で、修正点の図面の案内を終わらせていただきます。

今回の修正でございますが、現地と計画図との整合性が図られなかった理由としましては、生産緑地の指定を行った平成4年当時は航空写真や地図情報が今ほど充実していなかったことが原因であるものと考えております。

今後も、修正の必要が確認できた場合には、今回と同様に修正に取り組んでまいりたいと考えています。

なお、区域訂正にあたりましては、農業委員会より、令和4年3月25日付けで、了承の回答をいただいております。

また、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、令和4年3月22日付けで意見のない旨の協議結果通知を受けております。

その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年3月29日から4月12日までの2週間、縦覧を行い、同法第17条第2項の規定に基づき、意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。

今後につきましては、本審議会の審議を経た後に、都市計画変更の告示を行う予定でございます。

以上が府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。

なお、第1号議案の封筒の中にごございます図面は、都市計画変更に必要な図書「府中都市計画生産緑地地区総括図」でして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。説明は、以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。ただ今、第1号議案、説明を終わりました。それでは、これから審議に入りたいと存じます。議案につきましてまずご質問やご意見を頂き、最後に採決という順序で進めていきたいと存じます。よろしくご協力をお願いいたします。それでは、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【〇〇委員】 〇〇ですが、説明で固定資産税等の影響はなかったということなんですけども、91は面積が減っていますがどういうことでしょうか。あともう1点、変更前と変更後で面積の変更がないということなんですけれども、面積については再確認された上で変更がないということでしょうか。以上、質問です。

【議長】 2点、質問を頂きました。ご返答願います。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【公園緑地課長補佐】 それでは、お答えいたします。まず、面積の精査について、固定資産税等の変更がないかということですが、今回、特定生産緑地の指定に関わって書類の精査を進める中で、登記簿の実際の

登記面積の変更が見受けられたというところで修正をしたものですので、こちらについても固定資産税等で変更はございません。

次に、面積の最終的な確認というところでございますが、こちらにも実際に特定生産緑地等で申請を頂いている、あるいは生産緑地で登録されている登記簿の面積等に合わせて、計画図等を修正していくこととなります。面積はそのように登記簿等で確認をしている状況でございます。

以上でございます。

【議長】 ○○委員、いかがですか。よろしいですか。

【○○委員】 はい。ありがとうございました。

【議長】 他にございませんでしょうか。○○委員、どうぞ。

【○○委員】 確認でございますけども、4ページのところに変更のない地区405件とありまして、合わせて442件、合計で94.41ヘクタールということでございますけども、この405件についても面積等のチェックを行って、変更はないということによろしいのでしょうか。

【議長】 ご返答願います。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【公園緑地課長補佐】 今回修正にかからなかった分につきましても、例えば特定生産緑地の申請等の書類の確認、あるいは現況の確認等はさせていただいておりますので、残りの部分では、まず今の段階で修正がなかったという形になっております。

以上でございます。

【議長】 ○○委員、よろしいですか。

【○○委員】 はい。

【議長】 他に何かご質問ありますでしょうか。

ないようですので、採決をしたいと思います。第1号議案「府中都市計

画生産緑地地区の変更」について、議案のとおり決することで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。異議なしということで、本件につきましては、議案のとおり決することといたします。大変ありがとうございます。

では、次の議案に進めていきたいと存じます。日程第2、第2号議案「特定生産緑地の指定」についてを議題といたしたいと存じます。それでは、議案の説明をお願いします。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい。

【公園緑地課長補佐】 それでは、ただいま議題となりました、第2号議案、「特定生産緑地の指定」について、ご説明いたします。

本議案は、令和4年に、指定から30年が経過する生産緑地392の地区のうち、75の地区について、更に10年間延長する特定生産緑地に指定するものです。

なお、特定生産緑地の指定は都市計画決定ではございませんが、都市計画決定に準じた法的効果を生じさせるものであることから、生産緑地法第10条の2において、市町村長は指定しようとするときはあらかじめ当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴くこととされています。

それでは、ページを1枚めくっていただきまして、資料の1ページをご覧ください。

こちらは今回指定しようとする特定生産緑地の対象地区を表にしたもので、この1ページから2ページまで記載しております。

はじめにこの表についてご説明させていただきます。

表の上段をご覧ください。表は左から、番号、位置、面積、申出基準日、備考、図面番号を記載しています。

右端の図面番号でございますが、A3版の指定図が24枚ございますので、24を分母として記載しております。

次にA3版の図面資料として、指定図をご覧ください。

左下の凡例のとおり、緑の囲いが生産緑地地区、濃い緑の網掛けが今回新たに特定生産緑地に指定する区域です。青色は昨年11月および今年1月に開催の都市計画審議会での意見聴取を終えた区域です。

また、右上には図面番号を記載しております。

ここで、先ほどの資料との照合ですが、一例を挙げさせていただきます。

恐れ入りますが、A4版資料の1ページとA3版資料の指定図の右上の図面番号24分の1を開いてご覧ください。

A4版の資料1ページの上段に記載しています番号5は、多磨町二丁目地内に位置し、当該地は図面番号25分の1で、図面の中央の、最下段の濃い緑の網掛けとなり、その上に黒文字で5番と表示しております。

このような構成で、75の地区について資料を作成しました。また、封筒の中にごございます図面は、府中市全域の地図に今回指定する特定生産緑地の区域を示した総括図でございます。

最後に、特定生産緑地の指定は生産緑地所有者等の同意が前提となっておりますが、今回指定を計画する75の地区は、所有権、地上権、賃借権その他農地等利害関係人の承諾を得ていることを確認しています。また、今回指定を計画する特定生産緑地の一部は相続税の納税猶予を受けていることから、抵当権者である税務署長から同意を得ていることをご報告いたします。

なお、平成4年の特定生産緑地の指定に係る意見聴取については、昨年11月から3回行いましたが、今回で完了となります。

今後は、3回に分けて意見聴取した、特定生産緑地の指定について、本年6月下旬頃を目途に公示する予定です。

説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。議案の説明が終わりました。それでは、これより審議に入りたいと存じます。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

ご質問やご意見がないようですので、採決をいたします。

第2号議案、「特定生産緑地の指定」について、議案のとおりとすることで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 本件につきましては、議案のとおりとすることといたします。大変ありがとうございました。

では、次の議案に移りたいと存じます。日程第3、第3号議案「府中市景観計画の変更」についてを議題といたしたいと思えます。それでは、議案の説明をお願いします。

【計画課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長補佐】 それでは府中市景観計画の変更につきましてご説明させていただきます。

景観計画の変更については、景観法第9条第2項の規定により、都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされていることから、最終審議をしていただくものでございます。

なお、本計画案につきましては、前回の府中市都市計画審議会で報告し



た後、令和4年2月21日から同年3月22日までパブリックコメント手続きを実施しましたが、意見の提出はありませんでした。計画の変更はございませんが、文言修正及び時点修正を行っております。

詳細につきましては、担当主査よりご説明いたします。

【議長】 計画課の担当主査、よろしく申し上げます。

【地域まちづくり担当主査】 はい、議長。

それでは、府中市景観計画の変更につきまして資料を用いましてご説明させていただきます。

第3号議案と書かれている赤色のインデックスの次のページをお開きください。

資料1「府中市景観計画（案）」に基づき、計画の内容をご説明いたします。

1 ページをお開きください。

1 ページから5ページにかけては、「第1章 計画の概要」といたしまして、取組の経緯、計画改定の背景、目的、位置付け、及び基本的な考え方を記載しております。

1 ページは取組の経緯と計画改定の背景を記載しております。

(2) の計画改定の背景をご覧ください。

景観計画は策定後13年が経過しており、この間、本年4月に策定した府中市総合計画や昨年11月に改定した府中市都市計画に関する基本的な方針など、本計画を取り巻く新たな動向に対応する必要性が生じております。また、少子高齢化の進展により、人口減少時代を迎えると予想される中で、本市が持つ景観資源に磨きをかけて強みをいかし、住みたい、住み続けたいまちとして、多くの人に選ばれる優位性を戦略的に作り出していくことが重要となってきております。

このような背景から、現行計画の評価を行い、景観計画の見直しを行うこととしました。

### 3 ページをお開きください

(1) の計画の目的でございますが、本計画は、府中らしい景観形成の方針を明らかにするとともに、本市独自の景観施策をいかしながら、景観法の規定に基づく施策を活用して、より効果的な景観形成を推進していくものであり、市民・事業者の主体的な景観形成への取組を促進しつつ、市民・事業者・市の協働により、魅力的な景観をつくるための施策を推進するものです。

また、広域的な課題に対しては、東京都及び隣接市と連携・協力しながら、良好な景観形成を推進します。

### 4 ページをお開きください

(1) の計画の対象区域と期間ですが、計画の対象区域は府中市全域を景観計画区域とし、計画期間は、府中市都市計画に関する基本的な方針の計画期間と合わせて令和23年度までとしております。

### 5 ページをご覧ください。

今回の改定にあたりましてポイントとした点は、5点ございます。

アといたしまして、これまでの景観計画では、景観法に定める届出制度による景観形成を主軸としていましたが、景観形成の5つの目標と30からなる施策を新たに設定し、これまでの施策を一層充実させることにより、より効果的な景観形成に取り組めます。

イといたしまして、市民の景観に対する意識をより一層高めていくため、本市が積極的に周知・啓発活動を実施し、市民・事業者との協働による景観形成を推進していく取組を強化していきます。

ウといたしまして、国史跡武蔵国府跡（国司館地区）の整備や、宮西町地区道路整備計画を踏まえ「大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地

区」の区域を見直します。また、けやき並木の保全やけやき並木に調和したまち並み整備を更に推進するため、けやき並木通り沿道に面する建築物の建築や工作物の建設をする際には、全ての行為について景観法の届出を行い、配置や形態・意匠などについて協議する仕組みを強化します。

エといたしまして、大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区の区域の拡大に伴い、府中本町駅から国史跡武蔵国府跡（国司館地区）や大國魂神社につながる回遊性を創出するため、市道4-124号及び市道4-244号を景観重要道路として追加指定します。

また、現在けやき並木のモール化を見据え、整備中である宮西町地区内の道路は、今後、けやき並木通りと府中街道等をつなぐ重要な道路となり、魅力的で安全かつ快適な空間として整備する必要があることから、景観重要道路として追加指定します。

オといたしまして、けやき並木通りにおける屋外広告物等については、大國魂神社及び馬場大門のケヤキ並木に調和しつつ、にぎわいや活力のある景観形成を進めるため、けやき並木通りで屋外広告物等の道路占用を行う際には、占用基準を定め、景観ガイドラインに基づき協議する仕組みを強化します。

つづきまして、6ページをお開きください。

6ページから26ページにかけては、「第2章 これまでの取組と課題」といたしまして、現行計画の5つの要素における景観形成のこれまでの取組と課題について記載しております。

つづきまして、27ページをお開きください。

27ページから64ページにかけては、「第3章 景観形成の目標と施策」を記載しております。

「1 景観形成の目標」でございますが、

景観法第2条の基本理念に基づき、本市における良好な景観形成を推進するため5つの目標を設定しております。

目標1 府中らしい自然や緑のある景観形成

目標2 歴史や文化の奥行きを感じさせる景観形成

目標3 魅力ある都市機能が融合する調和のとれた景観形成

目標4 居心地が良く、住みたい、住み続けたいとなる景観形成

目標5 市民・事業者と市の協働で進める景観形成

でございます。

28ページをお開きください。

5つの景観形成の目標を実現するため、11の基本方針と30の基本施策を定めました。

29ページから64ページにかけては、各施策の具体的な取り組み内容について記載しております。

つづきまして、65ページをお開きください。

65ページから130ページにかけては、「第4章 景観法を活用した取組」を記載しております。

「1 届出・事前協議制度による景観形成」でございますが、

地域ごとの景観特性を踏まえ、景観計画区域の地区を区分して、地区ごとの景観形成基準を定めるとともに、良好な景観の形成に関する方針（景観形成方針）を定め、景観法に基づく届出制度を活用したまち並みの規制・誘導を行います。

「(1) 景観計画区域の地区区分」といたしまして、景観形成を重点的に取り組む地区として、5つの景観形成推進地区を定めております。

66ページをお開きください。

景観形成推進地区以外の地域を一般地域として、景観要素ごとに4つの地区を定めております。

67ページをお開きください。

「(2) 届出の対象行為」といたしまして、67ページから69ページにかけてまして、景観計画の地区ごとに、届出対象行為及び届出対象規模を記載しております。

72ページをお開きください。

72ページから109ページにかけてましては、「2 景観形成方針・景観形成基準」としまして、「(1) 景観形成推進地区」及び「(2) 一般地域」の全部で9地区ごとの景観形成方針及び景観形成基準を記載しております。

110ページをお開きください。

110ページから117ページにかけてましては、「(3) 建築物等における色彩基準」といたしまして、色彩基準の基本的な考え方や、地区ごとの建築物等の色彩基準を記載しております。

色彩基準は、建築物などの形態意匠の制限に適合させることとして、JIS規格に定める「マンセル表色系」により定めております。

118ページをお開きください。

118ページから120ページにかけてましては、「(4) 屋外広告物の表示などの制限」につきまして記載しております。

屋外広告物は、自然の風景や都市の景観に大きな影響を与える要素のひとつで、無秩序に設置された屋外広告物が、良好な景観形成の阻害要因として扱われる一方で、建築物との調和やまちなみとしての統一感を意図した、優れたデザインの屋外広告物も増えつつあります。

こうした取り組みを広げて、東京都屋外広告物条例との連携や、景観ガイドラインに基づく事前協議制度を定め、屋外広告物の景観誘導を行っていきます。

121ページをお開きください。

121ページから125ページにかけては、「3 景観重要公共施設」といたしまして、道路、公園・緑道及び河川につきまして、それぞれ記載しております。

景観重要公共施設は、景観法第8条第2項第4号ロに規定する整備に関する事項を定め良好な景観形成に配慮した整備を行うとともに、整備後の維持保全に関する事項を定めております。また、景観重要公共施設の周辺においては、地域における良好な景観形成を図る観点から、整備等の機会に合わせて、土地利用を適正に誘導していきます。

129ページをお開きください。

129ページから130ページにかけては、「5 景観協定」につきまして記載しております。

景観協定は、景観法第81条に定められた制度であり、地域の魅力的な景観の形成に関して、権利者の同意に基づき締結するルールに法的な実効性と承継効果を持たせ、市民主体による良好な景観形成を促進する制度です。

本市では、地域まちづく条例の開発事業に合わせて、景観協定の制度の活用を進めており、令和4年3月末現在で、市内24地区において、景観協定が締結されています。

つづきまして、131ページをお開きください。

「第5章 計画の推進に向けて」では、「1 主な取組の進め方」といたしまして、131ページから132ページにかけて、オープンハウスでの市民意見を踏まえ、目標ごとに重点施策を記載しております。

133ページをご覧ください。

「2 PDCAサイクルによる継続的改善」といたしまして、施策や取組の評価・検証を行い、社会情勢や景観施策を取り巻く環境の変化に応じて、柔軟に計画の改善や見直しを検討することとしています。

府中市景観計画（案）の説明は以上でございます。

続きまして、次のページの右上に資料 2 と書いてあるページをお開きください。

こちらは、冒頭でご説明した、パブリック・コメント手続きの実施結果でございます。

最後に、今後のスケジュールにつきまして、ご説明いたします。本審議会で審議した後は、本計画の決定について告示を行い、広報及びホームページにおいて周知をいたします。また、市民向けに府中市景観計画の改定を広く周知するためのイベントを実施する予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。第 3 号議案の府中市の景観計画の変更について、説明が終わりました。それでは、これより審議に入りたいと存じます。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 質問が 1 点あります。39 ページの、「浅間山からの富士山の眺望景観保全地域の区域と富士山を望む眺望ライン」の図があると思うんですけども、具体的にはどの条例なり何か規定で、そのゾーンの高さを制限するのか教えてください。

【議長】 〇〇委員からご質問がございました。よろしくお願ひします。

【計画課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい。

【計画課長補佐】 浅間山からの富士山の眺望の保全に関してのご質問にお答えいたします。

今、ご質問いただきました条例上での高さの制限ですが、現状につい

ては条例での高さの制限というものはなく、行政指導で見えるようにお願いをしているという現状でございます。

以上でございます。

【計画課長】 議長、ちょっと補足でございます。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長】 ある一定規模の高さや規模の建物につきましては、府中市地域まちづくり条例の届出が必要になっております。この中で府中市と協議をいたしまして、建物の設計は決まりますので、しっかりと協議をして、こうした景観を守っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【議長】 ○○委員、いかがですか。何か追加でありますか。

【○○委員】 皆さんに周知されるようによろしく申し上げます。

【議長】 ありがとうございます。他に何かご質問ありませんか。

○○委員、どうぞ。

【○○委員】 府中市のこういう景観の保全是分かるんですけども、例えば、今、聖蹟桜ヶ丘駅の近くの多摩川沿いに非常に高い、マンションが建築中ですよね。

あのようなものが乱立すると、富士山どころか他のいろんな景観も悪くなるんじゃないかなと、個人的には思います。他市との協定というんでしょうか、何か協調はどのような形で府中市としては考えておられるのかなと思ひまして、考えがありましたら聞かしていただければありがたいんです。

【計画課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長補佐】 他市との景観に関する考え方、協調の仕方ということですけども、本日、ご審議いただいている景観計画の中に、施策番



号30に記載がございます。行政区域を越えた広域的な景観形成に取り組むということで、多摩川、また府中崖線、国分寺崖線といった広域的な景観資源、こちらを保全・活用した取り組みを、広域的な自治体の連携により推進していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【議長】 ○○委員、どうぞ。

【○○委員】 回答の内容があまり具体的じゃなかったのでよく分かりません。聖蹟桜ヶ丘の駅前はまだまだ開発されるのかなと思うんです。ああいうマンションとか高層ビルが乱立してくると、府中市側からの眺めも阻害されるのかなと感じまして質問した次第です。できれば多摩市とか他の市町村とうまく手を結んでいけるといいのかなと思いました。ご配慮お願いいたします。以上です。

【計画課長】 議長、よろしいでしょうか。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長】 今のご意見なんですけれども、景観につきましては近隣市との会議を設けている場がございますので、そうした際にも今おっしゃっていたようなご意見を伝えさせていただき、府中市としての景観を守るために、他市とも協議させていただきながら、配慮していただけるよう努めていきたいと考えてございます。以上です。

【○○委員】 よろしく申し上げます。

【議長】 他にご質問やご意見はありますか。

○○委員、どうぞ。

【○○委員】 ご説明ありがとうございました。アドバイス程度の話なんですけれども、1つは今日の最初の議題のほうで特定生産緑地がはっきり見えてきたということだと思います。今、拝読すると、まだそこまで踏み込んで書いてないので、現時点の情報をこの景観計画の中にきち

んと書いていただくということと、あとは、特定生産緑地をどれぐらい大事にするかってことを景観の論理から踏み込んで書いていただけると、何か背中を押すことになるんじゃないかなと思います。

正直申し上げまして、今回の特定生産緑地は、ほとんど昔と変わらないことをやっているというか、ただただ何か延ばしただけとしか見えなくて、まちづくりに生かそうという意思を全然感じるができなくて、残念だなと思っています。

まちづくりに持っていくとしたら景観の視点かなと思いますので、この中にもう少し書き込んでいただくといいかなと思ったということが1点です。

あと、もう一つのアドバイスは、施策2-1に書いてあると思って読んだのですが、戸建ての住宅地で高齢化しているところ、ワンブロックの平均年齢が75歳くらいになっているところは、多分あると思うんです。そういうところは、結構、荒れてしまって、お掃除ができなくなっちゃうんです。高齢者の方がお掃除できなくなったりとか、4軒に1軒くらい空き家風になってきたりということがあるので、そこだけ景観の視点で少し押さえる施策ですかね。何か道路掃除を重点的にやってあげるとか、いろいろあると思うんですけども、地域の人たちの主体的な取り組みに任せると言っても、もう主体性が発揮できない認知症の老人みたいな感じになっていると思うので、そこは考えといていただけるといいかなと思います。

施策2-1の展開版として、何か考えていただけるといいかなと思いましたが、これも助言でございますので、回答不要でございます。ありがとうございました。

【議長】 2点のご意見頂きました。大変ありがとうございます。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 ありがとうございます。〇〇と申します。府中本町駅の隣に大型のマンションができて、実は私はとってもがっかりしました。

話し合いは進んだという話を伺ったんですけれども、あの広い場所が鷹狩りの場所だったということを伺いまして、文化財の応援をしていたときに、私は鷹狩りを2年間招聘しました。鷹匠15名、獣医の友人から全部鷹狩りの専門の方をお呼びして、野口市長がご健在の時にやっていただいたんです。2年間続けて鷹狩りをいたしました。大変に市民も、それからたまたま通りがかりの方々も喜んでいただいたんです。府中の歴史を大事にするということで、とてもよかったとは思いますが、でも、大型施設ができてしまって、私は本当にがっかりしました。高さ制限がなかったということで、江戸時代の鷹狩りの状態が、ロマンというか、壊されてしまった気がしたんです。

ですから、今後、もっと高いビルができるかもしれない。そのときに、京都や奈良に見習うことはもう難しいと思うんですけれども、何とか高さ制限はお願いできたらありがたいと思います。

実は、迎賓館のボランティアを14年、続けております。あそこには、迎賓館の建物のところに高さ制限があって、建てられないようになっているんです。今度いらっしゃったら見てください。公園のところに、東京駅にもあるそうですが、建物の幅分のところは後ろにものを立てちゃいけないという、そういう規定があるようです。

難しい言葉は分かりませんが、そういうことで、府中市の計画ということは文章上の景観ではなく、やっぱりこれから実行していかないと、業者の方々が全て「はい、分かりました」という方ばかりじゃないと思うんです。ですから、ぜひ富士山の景観、ここだけ見えて本当にすごいと思うんです。日本人の憧れです。ですから、古くなった建物のところを壊して、また新しくできる可能性はあるわけです。そのときに

高さ制限がないと、もっと高いビルができるのではないかとちょっと不安に思います。ぜひ府中の歴史を大事にして後世に残していく、住みやすいまちにしていくというのは、やっぱり今の私たちができることを精いっぱいやっていくことだと思っております。ぜひ皆さまの、お一人お一人のお力をお借りして、より良い府中にしていただきたいと、市民の一人として心から願います。ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。

【計画課長】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長】 高さの制限というのは、土地をお持ちの方の財産の制限になってきますので、そういった方々のご理解を得ないと難しいところでございます。われわれとしましては、そうは言いつつも、この景観というのは守っていかなければいけないものと認識しておりますので、今回この景観計画において示したということは、その第一歩だと考えてございます。今後、今頂いたご意見も含めて、調査、研究させていただきながら進め、景観を守っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございました。他にご質問やご意見はございませんか。

ないようですので、第3号議案につきまして採決をしたいと思っております。第3号議案「府中市景観計画の変更」について、議案のとおりとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案のとおり決することといたします。

では、続いて報告事項がございます。まず、報告事項の1をお願いします。

【道路課副主幹】 はい、議長。

【議長】 はい。

【道路課副主幹】 それでは、報告1「府中都市計画道路の進ちよく状況」につきましてご報告いたします。

恐れ入りますが、資料1ページをご覧ください。

1の施行主体別進ちよく状況でございますが、国、東京都、府中市全体で37路線、延長7万1,590メートルが都市計画決定されております。

完成率につきまして、国施行は、国道20号の1路線、完成延長は6,730メートルで、完成率100パーセント、東京都施行は、11路線、完成延長は2万5,650メートルで、完成率73.8パーセント、府中市施行は、25路線、完成延長は2万6,713メートルで、完成率88.6パーセントでございます。

以上、国、東京都、府中市を合わせた37路線の全体完成延長は、5万9,093メートルで、完成率82.5パーセントでございます。

続きまして、2の路線別進ちよく状況でございますが、恐れ入ります、資料3ページ、A3判資料の府中都市計画道路進ちよく現況図におきまして、ご説明させていただきます。

最初に東京都施行の主な進ちよく状況でございますが、図面左側、赤色でお示ししております府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線、新府中街道との交差点から、国立市境の西府町4丁目までの区間、延長1,030メートルにつきまして、平成23年7月に都市計画事業認可を受け、事業に着手しております。

また、平成31年1月に、令和7年度まで事業期間を変更し、現在、用地取得とともに整備工事が進められており、用地取得率は、国立都市計画道路分を含め、令和4年3月末現在で約98パーセントとなっております。

り今年度は排水管設置工事等を一部行う予定と伺っております。

次に、府中都市計画道路 3・2・2 の 2 号東京八王子線から、国立市境の桜通りにつながる赤色部分の府中都市計画道路 3・4・5 号新奥多摩街道線、延長 240 メートルにつきまして、平成 25 年 7 月に都市計画事業認可を受け、事業に着手しております。

平成 31 年 2 月に、令和 7 年度まで事業期間を変更し、現在、用地取得とともに整備が進められており、用地取得率は、国立都市計画道路分を含め、令和 4 年 3 月末現在、約 94 パーセントとなっており、今年度は排水管設置工事等を行う予定と伺っております。

次に、図面中央上側、赤色部分の府中都市計画道路 3・4・21 号府中国分寺線についてでございますが、

平成 31 年 3 月に令和 9 年度までの事業期間といたしまして、都市計画事業認可を受け、事業に着手しております。

続きまして、府中市施行の主な進ちよく状況でございますが、図面右側、赤色の府中都市計画道路 3・4・16 号府中東小金井線、都道人見街道から北へ市道 1-131 号までの一期区間、延長 744 メートルにつきまして、平成 22 年 4 月の都市計画事業認可後、平成 28 年 3 月に平成 31 年度までの事業期間の変更認可を受けましたが、引き続き、令和 2 年 3 月に令和 7 年度までの事業期間の変更認可を受けております。

現在、用地取得を進めており、用地取得率は令和 4 年 3 月末現在、約 98 パーセントとなっており、今年度は工事の実施はありませんが、来年度以降、用地取得の進捗を踏まえ、街路築造工事及び電線共同溝工事を実施してまいります。

続きまして、同じく府中都市計画道路 3・4・16 号府中東小金井線の、市道 1-131 号から北へ東八道路までの延長 411 メートルの二

期区間及び府中都市計画道路 3・4・11 号多磨墓地前線といたしまして、西武多摩川線多磨駅の西側交通広場約 1,800 平方メートルを含むあんず通りまでの区間、延長 140 メートルについてでございますが、2 路線ともに平成 28 年 4 月に都市計画事業認可を受け令和 4 年度までの事業期間とし、現在、用地取得を進めておりまして、用地取得率は、令和 4 年 3 月末現在、3・4・16 号二期区間は約 86 パーセント、府中都市計画道路 3・4・11 号が約 72 パーセントでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

【議長】 報告が終わりました。ご質問やご意見は、ございますでしょうか。

ないようですので、報告了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 報告了承させていただきました。

次の報告事項でございますが、報告事項 2 です。「府中都市計画公園・緑地の進ちよく状況」について、事務局から報告をお願いします。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。

府中都市計画公園・緑地の進ちよく状況につきまして、ご報告いたします。

報告事項の 2、次ページの資料をご覧ください。

表の数値は、令和 4 年 4 月 1 日現在のものです。

表の一番下の合計欄でございますが、都市計画決定している公園・緑地は、合計 90 か所、面積は 291.56 ヘクタールでございます。令和 3 年と比べ、増減はありません。

次に、都市計画決定している公園・緑地のうち、全部または一部で供用を開始している公園・緑地は、87 箇所、面積は、151.66 ヘク

タールでございます。令和3年と比べ、0.47ヘクタールの増加となります。

また、供用を開始していない未供用部分の面積は、139.90ヘクタールで、全部が未供用となっている公園・緑地は、3箇所でございます。令和3年と比べ、0.47ヘクタールの減少となります。

なお、供用率は全体で52.02パーセントでございます。令和3年と比べ、0.16パーセントの増加となります。

次に市民一人当たりの公園・緑地の供用面積でございますが、5.83平方メートルでございます。令和3年と比べ、0.03平方メートルの増加となります。

以上で、表の説明を終わります。

今後とも公園・緑地の適切な維持管理と整備に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

**【議長】** ありがとうございます。報告につきまして何かご質問はございますでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

**【〇〇委員】** 少しだけコメントなんですけれども、まず、こういうふうに進ちょく状況を報告される都市計画審議会は珍しいので、なるほどなと思って聞いておりました。道路については粛々とできているということだと思います。百も承知だと思いますけども、要は道路ができると周辺の土地利用が変わって、まちの雰囲気が変わっていくということがあるんです。道路がきっかけになるということですよね。だから、ここに1つ前の議案でいうと景観の話なんかがあるわけなので、やはり沿道をどういうふうにしていくかということを少し戦略的に考えていただいて、かつ地権者の人たちにルール守ってねというふうに丁寧に話し掛けていくってことをすると、すごくいいまちができるんじゃないかなと思



いました。ばらばらに切り離して説明されるので、都市の中に道路を造るということを少し意識していただけるといいかなと思ったのが1つ目です。

公園・緑地も基本的には同じで、それができることによって周りが少し変わるんであれば、そのことを少し考えながらやっていただきたいということと、あと、これは今日の1つ目の議題ですけれども、生産緑地と合算してみたらどう見えるかっていうことです。一見すると、最後の報告だけだと緑地は増えているように見えるんですけども、生産緑地の減り方のほうが激しいんじゃないかなと思うので、緑地というくくりで見たときに府中市の緑はどうなっているかってことも、今年はいいですけども、毎年報告されるんでしたら、参考で報告していただけると、我々の危機感の持ち方が違ってくるんじゃないかなと思いました。

以上でございます。

【議長】 ご意見等、ありがとうございます。まさに生産緑地、景観にもつながることだし、まちの発展にもつながることがあるので、それなりに考えて、先手、先手で施策を練るってことが極めて大事だと思います。大変ありがとうございます。他に何かご質問ございますでしょうか。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 ありがとうございます。〇〇でございます。〇〇委員から意見がありまして、いろいろ都市計画道路に伴うその地域の状況とかがあっていうのは、今回ここには載ってないんですけども、例えば私の住んでいる西原町、北山町では、都市計画道路事業と同時にまちづくりを行っております。その地域をどういうふうにしていくか、昨今、防犯、防災にちょっと力を入れたまちづくりを、都市計画道路事業と同時にみんな

なで話し合いながらやっている部分もあります。今回、景観のお話もして、取り入れるというのもご意見で頂いていたんですけど、それはそれで確かに一理あるなと思います。今後、全部盛り込んで、こういうところに報告はなかなか難しいところもあるかなと思いますけども、一応、地域によってはそういうこともやっています。

あと、今の公園の報告なんですけれども、府中市内は本当に多くの公園があるということで、その管理については本当に大変だとは思いますが、今出ていた都市計画道路にも引っ掛かる公園もあつたりするんです。私の地元がそうなんです。そうなると、都市計画道路のスケジュールに合わせた公園の改修計画になるところがあつて、そうなると今、使っていて少し不具合のある公園の改修がしてもらえないというような部分があつたりします。公園の改修計画のスケジュールとか、その優先順位っていうのは見えづらくて、地域から上がってくる声とかも担当にはお伝えしたりもするんですけど、それがなかなか反映できていないというのがあるんで、何か考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。以上です。

【議長】 ○○委員からご質問等を頂きました。よろしいですか。お願いします。

【公園緑地課長】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【公園緑地課長】 ただ今のご質問の公園の改修計画の考え方なんですけども、まず今大きくは遊具の関係で、長寿命化計画というのを策定させていただいて、計画的に公園を整備させていただいております。策定からやはり数年たつてしまつて、一方で平成30年に遊具の安全点検の義務化というのも入つてきまして、それと合わせ技でやっていくうちに、長寿命化計画と整合がとれていない部分があるので、来年度ぐらい

には改めて長寿命化計画を見直そうかなと考えております。

一方で、現地を見ると、やはり雨とかでダストが流れて、下の砂利部分が出たりというのは確かにあるので、緊急的に対応できる部分については、対応させていただいているところとして、ある程度の面積とか規模が大きいところについては、全体的な改修ということで考えさせていただいております。なので、改修計画が、あるかないかという公園の数も多いので、現時点ではこの公園は何年度に改修までは至ってないんですけども、管理をしていく上で利用者の皆さんが不具合だよということ通報等があれば、現地調査をした中で最大限にできる対応というのはやらせていただいているということです。ご利用者に迷惑が掛からないような対応をさせていただいているのが現状ということで、ご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【〇〇委員】 分かりました。ありがとうございます。

【議長】 〇〇委員、よろしいですか。ありがとうございます。他にご質問はございますか。

【〇〇委員】 議長。

【議長】 はい。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 ありがとうございます。〇〇でございます。特殊公園は、3箇所ありますけど、どこにあるのか教えていただきたいです。

あと、私の町内会の公園があるんですが、そこは藤棚があって、震災の時に一度、大きく咲いたんですけど、私が知っている範囲ではこれまでの15年間でたった1回だったんです。これまでもさまざまな要望を出させていただいて、今回、2011年の時をはるかに超える藤の花が咲いたので、公園緑地課に要望をずっと出させていただいて、今回、よく聞いていただいて、また公園も見守っていただいて、咲かせていただいたので、地域の人たちが大変喜んでおります。今後も見守っていただ

きたいなと要望と御礼を含めて、お話をさせていただきました。

今言った3つの公園だけ教えてください。

【議長】 お願いします。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい。

【公園緑地課長補佐】 特殊公園の3箇所でございますが、都立武蔵野公園、都立浅間山公園、市立片町公園、以上の3箇所が特殊公園の内訳でございます。

以上でございます。

【〇〇委員】 結構でございます。ありがとうございます。

【議長】 ありがとうございます。他にご質問ありますでしょうか。

ないようですので、本件につきましては報告了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。

最後になりましたが、日程第5「その他」ということで、事務局より何か報告はございますでしょうか。

【都市計画担当主査】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【都市計画担当主査】 事務局から1点、ご報告させていただきます。

今後の都市計画審議会の開催予定でございます。次回の予定は、令和4年7月を予定しております。また、皆さまには開催通知等でお知らせしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。7月に次回の開催を予定しているということでございます。

以上で、本日の審議は全て終わることができました。では、これで解散いたします。大変ありがとうございました。

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○